離婚協議書

夫 （以下、甲という）と妻 （以下、乙という）は、協議離婚することに合意する。

記

第1条（親権者）  
甲と乙は、甲乙間の未成年の子、 （平成 年 月 日生、以下長男という）及び （平成年 月 日生、以下長女という）の親権者を母である乙と定め、監護養育する。

第2条（養育費）  
甲は乙に対し、長男及び長女の養育費として平成●●年●月から長女が満22歳となる日の属する月まで1ヶ月金 万円ずつ、毎月末日迄に乙が指定する預貯金口座に振り込んで支払う。  
　  
(2)甲乙は、上記に定めるほか、長男及び長女に関し、入学や入院等、特別な費用を要する場合は、互いに誠実に協議して分担額を定める。

(3)上記養育費は、物価の変動その他事情の変更に応じて、甲乙協議の上、書面による合意により増減できるものとする。

第3条（面接交渉）  
乙は甲に対し、甲が１ヶ月に１回半日程度、長男及び長女と面接交渉することを認める。  
また乙は甲に対し、上記面接とは別に、長男または長女が甲との面接交渉を希望した際には、それを認めることとする。

(2)面接交渉の日時、場所、方法は、甲から乙への事前連絡に基づき、子の健康・福祉を害することがないよう甲乙は互いに配慮し、協議決定する。

第4条（財産分与）  
甲は乙に対し、離婚による財産分与として、甲乙共有名義の下記不動産を乙の所有とすることとし、●●銀行の債務者変更審査完了後、速やかに離婚による財産分与を原因とする所有権移転登記をするものとする。尚、登記手続きに要する一切の費用は甲の負担とする。本所有権移転登記を以って下記不動産に係る一切の債務及び納税義務等は乙に移行される。

住所：

また上記所有権移転および不動産に係る債務及び納税義務等の移行の完了を条件に、甲は上記不動産から速やかに退去することとし、その期限は離婚届届出日までとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  
第5条（通知）  
甲及び乙は、住所、居所、連絡先を変更したときは、遅滞なく書面により相手方にこれを通知するものとする。

第６条（個人の尊重）  
甲及び乙は、互いに離婚後の相手方の生活を尊重し、相手方の行動にみだりに干渉したり又は生活上の迷惑となる行為は、一切差し控えるものとする。

第７条　（清算条項）  
甲及び乙は、本件離婚に関し、以上をもって円満に解決したことを確認し、上記の各条項のほか、名義の如何を問わず、金銭その他の請求を相互にしない。

第８条（強制執行認諾文言付公正証書の作成）　　　  
甲と乙は、本書作成後直ちに本協議離婚書各条項の趣旨による強制執行認諾  
約款付公正証書を作成することを合意する。

上記のとおり合意したので、本書二通作成し、甲乙各自署名押印の上、各自一通ずつ保有する。

平成 年 月 日

（甲）　住所　  
　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印

（乙）　住所  
　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印